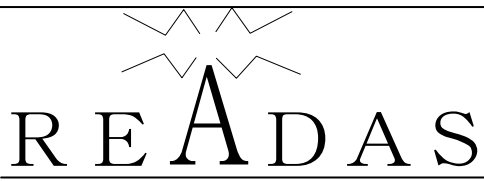


第 5893 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 2月 9日 金曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 輸出物品販売場制度の見直し

Q：平成30年の税制改正では、輸出物品販売場制度の見直しが行われるとか。どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

平成30年の税制改正では、外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）の見直しが次のように行われます。

① 免税販売手続きの電子化

免税販売手続きについては、輸出物品販売場を営む事業者が、外国人旅行者から旅券等の提示を受け、その購入の事実及び氏名その他の旅券等に記載された情報に係る電磁的記録を、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく国税庁長官に提供する方法とする。ただし、国税庁長官に提供した電磁的記録をその事業者が保存しない場合には、その販売について、外国人旅行者向け消費税免税制度は適用しない。

② 輸出物品販売場を営む事業者は、外国人旅行者に対して、免税購入した物品を輸出しなければならないこと等を説明しなければならないこととする。

③ 輸出物品販売場において免税購入した外国人旅行者は、その出国の際、税関長にその所持する旅券等を提示しなければならないこととする。

④ 免税販売手続きの電子化に伴い、免税購入された物品等に関する税関職員による調査に係る質問検査権の規定の整備その他所要の措置を講ずる。

